

生活困窮者就労体験支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ひきこもり等で生活に困窮する者に、就労体験等の社会的な居場所を提供し、もって社会参加による自立の促進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 本事業の対象者は、市内に在住する者であって、就労意欲はあるが、直ちに就労が困難な生活困窮者(以下「対象者」という。)とする。

(事業内容)

第3条 市長は、対象者から就労等について相談を受けた場合に、必要に応じて、適切な就労体験等を実施する社会的居場所づくりに貢献する事業所(以下「社会的居場所づくり貢献事業所」という。)を案内し、当該社会的居場所づくり貢献事業所における就労等を体験させるものとする。

(社会的居場所づくり貢献事業所の登録)

第4条 社会貢献として対象者に対する就労体験等の実施に協力しようとする事業所は、社会的居場所づくり貢献事業所として市長の登録を受けることができる。

- 2 前項の登録を受けようとする者は、社会的居場所づくり貢献事業所登録申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請書の提出を受けた場合において、支障がないと認めたときは、社会的居場所づくり貢献事業所名簿に登録するものとする。
- 4 市長は、社会的居場所づくり貢献事業所に登録した事業所に対し、社会的居場所づくり貢献事業所登録証(第2号様式)を交付するものとする。

(社会的居場所づくり貢献事業所の登録の取消し)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当した場合は、社会的居場所づくり貢献事業所の登録を取り消すことができる。

- (1) 社会的居場所づくり貢献事業所から申出があつた場合
 - (2) 生活困窮者就労体験支援事業の目的に著しく反した行為をした場合
- 2 社会的居場所づくり貢献事業所の登録を取り消された者は、直ちに社会的居場所づくり貢献事業所登録証を市長に返還しなければならない。

(その他の事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、民生局福祉こども部長が別途定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条第1項関係）

社会的居場所づくり貢献事業所登録申請書

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
申請者	所在地 事業所名 代表者名
対象事業所	所在地
	名 称
事 業 の 内 容	
(事務処理欄)	

第2号様式（第4条第4項関係）

第 号

社会的居場所づくり貢献事業所登録証

- 1 所在地
- 2 事業所名
- 3 代表者氏名

上記の者は、生活困窮者就労体験支援事業実施要綱第4条の規定による社会的居場所づくり貢献事業所であることを証明する。

年 月 日

横須賀市長

印

第1号様式(第4条第1項関係)

第1号様式(第4条第4項関係)